

令和4年度第1回総会（月例）議事録

日 時	令和4年4月28日（木） 午前10時開会
場 所	市役所みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室
出席委員 （17名）	上入来 幸一（会長） 松下 清美（会長代理） 仮屋 幸孝（運営委員） 有村 伊智博 有村 浩一 岩元 節朗 園山 一則 豊留 辰男 弟子丸 宗一 鳥丸 俊秀 永尾 寛 中村 秀彦 鳩宿 隆雄 福永 大悟 堀之内 薫 横峯 明人 室屋 智美
欠席委員 （2名）	堂免 修 上四元 正昭
事務局	事務局長 三浦 主 幹 新村 支局主任 山崎、村田、尾堂、東、小山田、小村、児之原、吉永 専門員 大西、水盛、吉満、矢崎、有村、渡邊 主 査 帖地、安樂 主 任 松村 主 事 飯泉 主 任 米倉、西、平川
農政総務課	主 任 橋口
議 題	1 農地法第3条許可申請に関する件 2 農地転用事業計画変更に関する件 3 農地法第4条許可申請に関する件 4 農地法第5条許可申請に関する件 5 非農地認定に関する件 6 農地利用変更届出に関する件 7 農用地利用集積計画に関する件 8 農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 10 相続税の納税猶予に関する件 議題9は取り下げとなった。
報告事項	1 法務局から照会のあった農地等の現況について 2 国土利用計画法による届出土地に関する調書について 3 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 4 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 6 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について

議 長	<p>開 会（午前 10 時）</p> <p>定刻になりましたので、ただいまから、令和 4 年度第 1 回総会を開催いたします。</p> <p>まず、事務局より連絡事項があります。</p>
事 務 局	<p>資料の修正についてお知らせです。</p> <p>議案書の 8 ページ、議題 3 .「農地法第 5 条許可申請に関する件」の番号 5 から 7 号及び、別冊資料 3 議題 9 .「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に係る承認申請に関する件」は、議案書発送後取下げの申し出がありましたので、削除をお願い致します。それに伴い、表紙の議題 3 の件数 2 4 件を 2 1 件に修正、議題 9 は削除をお願い致します。</p>
議 長	<p>本日は、審議に入ります前に、4 月 1 日付けでおこなわれました、事務局職員の人事異動について、三浦事務局長から紹介をお願いします。</p> <p>（三浦事務局長から各支局の支局主任並びに職員紹介）</p> <p>それでは、本日の出席委員数について報告いたします。</p> <p>19 人中 17 人の出席で、全員の出席でございますので、会は成立いたしております。</p> <p>なお、欠席届が、上四元委員、堂免委員から出されています。</p> <p>次に、議事録署名者を決めなければなりません、私からご指名申し上げてよろしいでしょうか。</p> <p>（異議なしの声）</p> <p>それでは、弟子丸委員、中村委員をお願いいたします。</p> <p>今回は、会長の依頼により、農政総務課の担当者に出席していただいております。</p> <p>次に、議事参与の制限についてお知らせいたします。</p> <p>議題 7 .「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、議事参与の制限となっておりますのでよろしく申し上げます。</p> <p>それでは、議題の審議に入って参ります。</p>

議 題	
議題1 . 農地法第3条許可申請に関する件 1 ページ～3 ページ 11件	
議 長	<p>それでは、議題1 . 「農地法第3条許可申請に関する件」を審議します。 まず、谷山、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。 番号1号、申請事由：労力不足、規模拡大、権利の種別：所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、7番委員お願いします。</p>
7番委員	<p>ご報告します。 番号2号、農業廃止、規模拡大、所有権移転、売買。 番号3号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号4号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号5号、農業廃止、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、吉野、13番委員お願いします。</p>
13番委員	<p>ご報告します。 番号6号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、桜島、19番委員お願いします。</p>
19番委員	<p>ご報告します。 番号7号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、喜入、10番委員お願いします。</p>
10番委員	<p>ご報告します。 番号8号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 番号9号、相手要望、規模拡大、所有権移転、売買。 以上です。</p>
議 長	<p>次に、松元、3番委員お願いします。</p>

3 番 委 員	ご報告します。 番号10号、贈与、受贈、所有権移転、贈与。 以上です。
議 長	次に、郡山、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	ご報告します。 番号11号、労力不足、相手要望、所有権移転、売買。 以上です。
議 長	ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。 別冊資料1にありますように、今回の第3条案件の全ては、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。お目通しをお願いいたします。 これより、審議に入ります。何か、ご意見、ご質問等はありませんか。 〔「9番委員」挙手あり〕 はい、9番委員どうぞ。
9 番 委 員	番号11の調査書の第2項第7号地域調和というところですが、譲受人は従来から申請地において営農しているという記載がありますが、そのこと自体に問題はないのですか。
事 務 局	今回は、譲渡人から頼まれて、耕作しているものを、購入されるということで、そのこと自体に問題はありません。
9 番 委 員	わかりました。
議 長	ほかに、何かご意見、ご質問等はありませんか。 〔「異議なし」の声あり〕 それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題1.「農地法第3条許可申請に関する件」11件につきましては、原案どおり許可することに決定し、申請人に許可書を交付することといたします。
議題2. 農地転用事業計画変更に関する件 4ページ 1件	
議 長	次に、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」を審議します。 それでは、谷山、14番委員お願いします。

14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、変更前：建売住宅2棟139.11㎡、庭敷地等265.89㎡、変更後：建売住宅2棟149.07㎡、庭敷地等256.41㎡、申請事由：当初の計画では、2階建ての建売住宅2棟を建築する予定であったが、事業計画の変更により2棟のうち1棟を平屋建てとするもの。権利の種別：所有権移転、許可日：令和3年12月27日、許可番号：農委第0325-66号。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題2.「農地転用事業計画変更に関する件」1件につきましては、原案どおり承認するものと決定いたします。</p>
<p>議題3. 農地法第4条許可申請に関する件 5ページ～6ページ 5件</p>	
議長	<p>次に、議題3「農地法第4条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」谷山の番号1号及び議題6.「農地利用変更届出に関する件」喜入の番号1～3号の案件が、この第4条許可申請に関連するので併せて、審議していただききたいと思います。</p> <p>まず、谷山、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号1号、用途・施設：建売住宅2棟112.61㎡、庭敷地等383.39㎡、周囲の状況及び被害防除計画、東...本人畑、他人畑、西...他人畑、南...本人畑、北...農道、境界...ブロック積、雨水...農道側溝、污水...合併浄化槽。</p> <p>番号1は資料7ページの第5条番号1と関連がありますので、併せて読み上げさせていただきます。</p> <p>5条番号1号、用途・施設：建売住宅2棟112.61㎡、庭敷地等383.39㎡、周囲の状況及び被害防除計画、東...渡人畑、受人畑、西...渡人畑、南...受人畑、北...農道、境界...ブロック積、雨水...農道側溝、污水...合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>番号2号、住家1棟86.83㎡、庭敷地等137.17㎡、東・南...本人畑、西...宅地、北...農道、境界...コンクリート擁壁、ブロック積、雨水...農道側溝、污水...合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>次に、伊敷、7番委員お願いします。</p>

7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号3号、社宅1棟905.09㎡、駐車場220.58㎡、通路271.33㎡、東...県道、西...里道、水路、南...他人田、宅地、北...里道、境界...ブロック積、雨水...水路放流、污水...合併浄化槽。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、13番委員お願いします。
1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号4号、駐車場1,341.00㎡、東...里道、西...河川、南...水路、北...他人田、境界...ブロック積、土留、雨水...自然流下。</p> <p>申請人は、当該申請地を、農地法第3条許可に基づき、平成10年に所有権移転・売買で取得し、野菜を作付けしていましたが、高齢による労力不足や規模縮小などの理由で、耕作ができず、借り手をさがしていたところ、周辺住民からの要望を受け、転用許可の手続きが必要なことを知らずに、平成27年から、月極駐車場として使用していたため、今回、改めて、「理由書」並びに「始末書」を添付のうえ、申請がなされたものでございます。</p> <p>つきましては、今後は、許可を受けてから転用するよう、代理人を通じて指導したところでございます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。

10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号5号、通路171.27㎡、東...本人田、水路、西...市道、南・北...本人田、境界...土留、ブロック積、雨水...水路放流。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>隣接する水路と一体利用をするため、市河川港湾課と協議した結果、側溝として付け替えを行うとのことです。</p> <p>この件は、農地利用変更届と関連がありますので、併せて読み上げます。</p> <p>番号1号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため盛土を行い、畑として利便性を高める。工事開始日：令和4年5月1日、工事終了日：令和4年8月31日、周囲の状況：東...宅地、他人田、西・北...水路、南...水路、別件4条申請地、境界...ブロック積、高さ...1.40m、作物...そば、搬入土...シラス。</p> <p>番号2号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため盛土を行い、畑として利便性を高める。工事開始日：令和4年5月1日、工事終了日：令和4年8月31日、周囲の状況：東...他人畑、西・北...別件4条申請地、南...水路、境界...ブロック積、高さ...0.65m、作物...そば、搬入土...シラス。</p> <p>番号3号、埋立理由・工事内容及び変更後の使用目的：周辺土地より低いため盛土を行い、畑として利便性を高める。工事開始日：令和4年5月1日、工事終了日：令和4年8月31日、周囲の状況：東・南...宅地、西...他人畑、北...別件4条申請地、境界...ブロック積、高さ...0.40m、作物...そば、搬入土...シラス。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>番号1～3について、搬入土がシラスとなっておりますが、田の土を削り、シラスを搬入した後、削った土を表土として使用します。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第4条、第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題3.「農地法第4条許可申請に関する件」5件及び、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」番号1号につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>又、議題6.「農地利用変更届出に関する件」番号1～3号につきましては、原案どおり受理することに決定いたします。</p>

議題4．農地法第5条許可申請に関する件 7ページ～13ページ 21件	
議 長	<p>次に、議題4「農地法第5条許可申請に関する件」を審議します。</p> <p>先ほど谷山の1件につきましては、議題3「農地法第4条許可申請に関する件」と併せて審議しておりますので、それ以外の20件について審議していただききたいと思えます。</p> <p>まず、谷山、14番委員お願いします。</p>
14番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号2号、用途・施設：住家1棟59.62㎡、庭敷地等165.38㎡、周囲の状況及び被害防除計画：東・南...里道、西...河川管理道路、北...河川管理道路、里道、境界...ブロック積、雨水...河川管理道路側溝、污水...合併浄化槽、権利の種別：所有権移転、売買。</p> <p>番号3号、住家1棟101.85㎡、庭敷地等344.15㎡、東...里道、別件5条申請地、西...宅地、雑種地、南...水路、北...市道、別件5条申請地、境界...ブロック積、雨水...水路放流、污水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号4号、資材置場120.00㎡、駐車場24.00㎡、通路等216.00㎡、東...里道、西・南...別件5条申請地、北...市道、境界...ブロック積、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>番号8号、建売住宅9棟520.38㎡、通路639.12㎡、ごみ置場31.42㎡、庭敷地等1,351.85㎡、東...市道、里道、西・南...他人畑、北...宅地、渡人田、境界...ブロック積、コンクリート擁壁、雨水...水路放流、污水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請の転用計画には、里道と水路を含んでおりますが、関係課と法定外公共物の占有については協議中です。</p> <p>雨水につきましては、里道に新設側溝を設置し既存水路へ放流します。</p> <p>番号9号、住家1棟110.06㎡、庭敷地等166.94㎡、東・西・北...宅地、南...里道、境界...ブロック積、雨水...水路放流、污水...合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、水路に接していませんが、雨水については、南側里道の既存の排水管に接続し放流します。</p> <p>番号10号、仮設園舎2棟338.69㎡、園庭269.45㎡、駐車場90.00㎡、通路等126.52㎡、東...市道、西...貸人畑、南...里道、北...宅地、境界...ブロック積、コンクリート擁壁、雨水...市道側溝、污水...合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>次に、伊敷、7番委員お願いします。</p>

7 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、資材置場500.00㎡、駐車場300.00㎡、車両置場200.00㎡、転回場等429.00㎡、東...水路、西...県道、南...宅地、北...他人畑、境界...土留、雨水...水路放流、賃貸借権。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉野、13番委員お願いします。
1 3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号12号、住家1棟77.80㎡、車庫1棟20.44㎡、庭敷地等396.76㎡、東...他人畑、西...市道、南...宅地、他人畑、北...渡人畑、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、污水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号13号、住家1棟115.93㎡、庭敷地等183.07㎡、東...貸人畑、農道、西...宅地、貸人畑、南...貸人畑、北...宅地、貸人畑、市道、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、污水...合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号14号、住家1棟108.32㎡、庭敷地等341.68㎡、東・南...宅地、西...他人畑、北...貸人畑、境界...コンクリート擁壁、ブロック積、土留、雨水...市道側溝、污水...合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>雨水は、隣接する貸人の父が所有する宅地を経由して、市道側溝に流す予定とのことです。</p> <p>番号15号、住家1棟100.61㎡、庭敷地等275.39㎡、東...私道、西...他人畑、南...貸人畑、北...市道、境界...ブロック積、土留、雨水...市道側溝、污水...合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>番号16号、貸資材置場308.00㎡、貸駐車場485.00㎡、法面287.00㎡、通路等294.00㎡、東...宅地、西...市道、渡人畑、南...市道、里道、北...宅地、境界...ブロック積、土留、雨水...市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、吉田、18番委員お願いします。
1 8 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号17号、資材置場650.00㎡、法面215.80㎡、転回場等1,035.20㎡、東...私道、宅地、西...他人畑、南...宅地、他人畑、北...水路、境界...ブロック積、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、喜入、10番委員お願いします。

10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号18号、住家1棟73.28㎡、庭敷地等324.72㎡、東...宅地、西...他人畑、里道、南...他人畑、北...市道、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>番号19号、太陽光発電488.96㎡、通路等477.04㎡、東...水路、西...農道、南...市道、北...宅地、境界...ブロック積、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>この件について補足説明をいたします。</p> <p>申請地は喜入支所から南へ約3.6kmに位置する第2種農地その他の農地に該当します。</p> <p>申請人は申請地を取得し、太陽光発電施設として転用を行うものです。</p> <p>発電規模としましては、太陽光パネル252枚、発電出力49.5kWで約10世帯分の年間消費電力をまかなう事になります。</p> <p>なお、九州経済産業局からの発電設備認定の通知を受けております。また九州電力との系統連係に係る契約も成立していることを確認しております。</p> <p>番号20号、住家1棟84.30㎡、庭敷地等229.70㎡、東・北...宅地、西...他人田、南...貸人田、境界...ブロック積、土留、雨水...水路放流、汚水...合併浄化槽、使用貸借権。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は道路に接しておりませんが、南側貸人田の一部が別件4条番号5により、通路として整備される予定であるため、そこを通り市道に出入りするため、通行承諾書の提出がありました。</p> <p>また雨水につきましては、南側貸人田の側溝を通り、隣接している水路へ放流いたします。</p> <p>番号21号、住家1棟92.74㎡、庭敷地等299.26㎡、東...渡人畑、西...他人畑、南...他人畑、渡人畑、北...里道、境界...ブロック積、雨水...里道側溝、汚水...合併浄化槽、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、松元、3番委員お願いします。

3 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号22号、通路189.00㎡、東...市道、西...雑種地、南...宅地、北...里道、境界...ブロック積、雨水...市道側溝、所有権移転、売買。</p> <p>この件について、補足して説明いたします。</p> <p>申請地は、松元支所から北東に約2.7kmに位置する特定土地改良事業の施行区域内にある第1種農地です。</p> <p>申請人は市内で建設業を営む法人で、今回の申請は、隣接する自社駐車場の機能拡充のため、市道に面している申請地を買い受け、駐車場入口、通路として転用しようとするものです。</p> <p>申請地は、第1種農地の不許可の例外である、農地法施行規則第35条第5号の「既存施設の拡張」に該当するため、今回の転用許可はやむを得ないと判断したところです。</p> <p>番号23号、駐車場337.50㎡、転回場等463.50㎡、東・北...宅地、西...宅地、私道、南...河川管理道路、境界...土留、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	次に、郡山、11番委員お願いします。
1 1 番 委 員	<p>ご報告します。</p> <p>番号24号、駐車場90.00㎡、通路28.00㎡、転回場等322.00㎡、東...雑種地、西・北...宅地、南...市道、境界...石積、雨水...自然流下、所有権移転、売買。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>今回の第5条案件の農地の区分は、議案書の農地区分にありますように、番号22号は第1種、それ以外は全て、第2種、第3種農地に該当すると判断されます。お目通しをお願いいたします。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題4.「農地法第5条許可申請に関する件」20件につきましては、原案どおり許可するものと決定し、申請人に許可書を交付することといたします。</p> <p>但し、第1種農地である番号22号につきましては、「県農業会議」に意見聴取し、許可して差し支えない旨の回答を得た後、許可書を交付することといたします。</p>

議題５．非農地認定に関する件 １４ページ～１７ページ １２件	
議 長	次に、議題５．「非農地認定に関する件」を審議します。 まず、谷山、１４番委員お願いします。
１４番委員	ご報告します。 番号１号、調査結果：住家１棟、４２年経過、現況宅地。 番号２号、調査結果：雑木自然繁茂、約５０年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、伊敷、７番委員お願いします。
７番委員	ご報告します。 番号３号、調査結果：雑木自然繁茂、約２５年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、吉野、１３番委員お願いします。
１３番委員	ご報告します。 番号４号、調査結果：住家１棟、５０年経過、現況宅地。 番号５号、調査結果：通路として５０年経過、現況道路。 番号６号、調査結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約３０年経過、現況山林。 番号７号、調査結果：車庫１棟、３５年経過、現況宅地。 番号８号、調査結果：通路として４０年経過、現況道路。 以上です。
議 長	次に、吉田、１８番委員お願いします。
１８番委員	ご報告します。 番号９号、調査結果：ゴキ竹・雑木自然繁茂、約２５年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、桜島、１９番委員お願いします。
１９番委員	ご報告します。 番号１０号、調査結果：雑木自然繁茂、約１５年経過、現況山林。 以上です。
議 長	次に、喜入、１０番委員お願いします。

10番委員	<p>ご報告します。</p> <p>番号11号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>番号12号、調査結果：雑木自然繁茂、約30年経過、現況山林。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題5「非農地認定に関する件」12件につきましては、原案どおり認定することに決定いたします。</p>
<p>議題6．農地利用変更届出に関する件</p> <p>18ページ 3件</p>	
議長	<p>次に、議題6「農地利用変更届出に関する件」の3件ですが、先程、議題3と併せて審議が終了しております。</p>
<p>議題7．農用地利用集積計画に関する件</p> <p>19ページ～36ページ 39件</p>	
議長	<p>次に、議題7「農用地利用集積計画に関する件」を審議します。</p> <p>まず、冒頭で申し上げました「議事参与の制限」について再度お知らせいたします。</p> <p>25ページから26ページ、番号13から15号につきましては、18番委員自身の親族が代表の農地所有適格法人が、申請人となっている案件でございます。</p> <p>従いまして、18番委員におかれましては、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事に参与することができませんので、しばらく離席いただき、その間に審議し、再び着席していただくことにします。</p> <p>18番委員におかれましては、離席をお願いします。</p> <p>（18番委員離席後）</p> <p>それでは、番号13から15号につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>

<p>事 務 局</p>	<p>それでは、議事参与の制限の案件について、ご説明いたします。 25ページから26ページをご覧ください。 番号13号、地目：畑、面積3,653.00㎡、権利の種類：賃貸借権、設定期間10年、区分：更新。 番号14号、地目：畑、面積3,655.00㎡、権利の種類：賃貸借権、設定期間10年、区分：更新。 番号15号、地目：畑、面積1,564.00㎡、権利の種類：賃貸借権、設定期間10年、区分：新規。 令和4年4月28日公告予定です。 これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。 以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題6.「農用地利用集積計画に関する件」の番号13から15号につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p> <p>残りの案件の審議に入ります前に、18番委員におかれましては、ご着席をお願いし、再び議事進行をお願いいたします。</p> <p>(18番委員着席後)</p> <p>それでは、審議に戻ります。 残りの36件及び先ほどの3件を併せて、一括して事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>資料の19ページをご覧ください。</p> <p>「議案第7号」令和4年4月28日公告予定の、農用地利用集積計画集計表について、只今の分も含め、ご説明申し上げます。</p> <p>右側の一番下になります。</p> <p>所有権移転2件、3筆、2,297.00㎡。賃借権18件、39筆、39,340.00㎡。使用貸借権19件、49筆、33,091.00㎡。合計39件、91筆、74,728.00㎡です。</p> <p>議案書の20ページから36ページは、農用地利用集積計画の内容、うち、33ページから36ページは、配分計画を含む内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p> <p>これらは、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上で、説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいま、事務局から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はありませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題7「農用地利用集積計画に関する件」につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>
<p>議題8．農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件 別冊資料2 3件</p>	
議長	<p>次に、議題8「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」を審議します。別冊資料2です。</p> <p>まず、吉田、18番委員お願いします。</p>

18番委員	<p>ご報告します。2ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、携帯電話基地局</p> <p>4. 現況、申出地は、本城町五反田地区にあり、吉田支所から北東へ約0.4kmに位置し、東側は農道、西側は宅地、他人田、南側は農道、北側は市道に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>次に、6ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、資材置場</p> <p>4. 現況、申出地は、東佐多町高崎地区にあり、吉田支所から北へ約3kmに位置し、東側は市道、西側は水路、南側は他人田、北側は雑種地に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、喜入、10番委員お願いします。
10番委員	<p>ご報告します。10ページです。</p> <p>3. 変更後の用途、駐車場、農業用倉庫</p> <p>4. 現況、申出地は、喜入生見町田貫地区にあり、喜入支所から南東へ約8.6kmに位置し、東側は宅地、西側は水路、南側は他人畑、北側は宅地、水路に接している。</p> <p>5. 農業委員会の意見、市長部局による除外理由及び要件別検討結果は別紙調書のとおりで、申出地は農用区域の外周部であり、周辺農地への影響は少なく、計画変更はやむを得ないものと思われる。</p> <p>転用の際は、他の農地に支障のないよう十分考慮してください。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただいま、それぞれ調査員から説明がありました。</p> <p>これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題8.「農業振興地域整備計画変更（除外）に係る意見書に関する件」3件につきましては、原案どおり、承認することに決定いたします。</p>

議題 10 . 相続税の納税猶予に関する件 37ページ～38ページ 2件	
議 長	<p>次に、議題10.「相続税の納税猶予に関する件」を審議します。 それでは、吉野、13番委員お願いします。</p>
13番委員	<p>37ページから38ページをお開きください。 この証明は、農地の相続が発生したとき、申告期限の翌日から20年間営農を継続することにより、相続税の支払いを一定の条件のもとに猶予又は免除する、相続税の納税猶予の申請に係るものでございます。 今回2件の申請がありましたが、全て同じ被相続人の子で、今回が6回目の発行となります。 2件とも令和4年4月12日に15番委員、私、事務局職員2名の計4名で現地調査を行いましたので、その結果についてご説明申し上げます。 まず番号1からです。特例適用農地1は、ビニールハウスが3棟ありまして、1棟は、カボチャ、ピーマン、トウモロコシの苗ものを作付中でした。 1棟は、スイカ作付予定とのことでした。 1棟は、農業用倉庫として利用されておりました。 また、露地に、玉ネギ、ジャガイモ、ニンニク、大根、ホウレン草を作付中及び里芋を作付予定とのことでした。 次に番号2をご覧ください。 特例適用農地1は、ビニールハウスが2棟あり、ユリ栽培中、ホウレン草、小松菜、インゲン、ピーマン、大根、レタス、カボチャ、スイカを作付中でした。 また、露地に、キャベツ、ジャガイモ、深ネギ、ソラマメ、グリーンピース、エダマメ作付中でした。 したがいまして、資料1から2の各特例適用農地において、申請者が農業経営を行っていることを確認しましたので、それぞれ「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」の発行については支障ないものと判断したところでございます。 以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>ただいま、調査員から説明がありました。 これより、審議に入ります。何か、ご意見・ご質問等はございませんか。</p> <p>〔「異議なし」の声あり〕</p> <p>それでは、ご意見、ご質問もないようですので、議題10.「相続税の納税猶予に関する件」2件につきましては、原案どおり決定することにいたします。</p> <p>議題の審議は以上です。 続きまして、報告事項に入ります。</p>

報 告 事 項	
1 . 法務局から照会のあった農地等の現況について 39ページ～43ページ 5件	
議 長	報告事項1「法務局から照会のあった農地等の現況について」 まず、谷山、14番委員お願いします。
14番委員	報告します。39ページです。 照会日：令和4年3月18日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、非農地である。 処理状況：令和4年3月31日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、40ページです。 照会日：令和4年4月4日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化区域内にあり、非農地である。 処理状況：令和4年4月14日 鹿児島地方法務局へ報告済。 次に、41ページです。 照会日：令和4年4月13日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、非農地である。 処理状況：令和4年4月20日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、伊敷、7番委員お願いします。
7番委員	報告します。42ページです。 照会日：令和4年4月7日、現況：非農地、調査結果：該地は市街化調整区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和4年4月19日 鹿児島地方法務局へ報告済。
議 長	次に、郡山、11番委員お願いします。
11番委員	報告します。43ページです。 照会日：令和4年4月13日、現況：非農地、調査結果：該地は区域区分の定めのない都市計画区域内にあり、現況非農地である。 処理状況：令和4年4月26日 鹿児島地方法務局へ報告済。
2 . 国土利用計画法による届出土地に関する調書について 44ページ 1件	
議 長	続きまして、報告事項2「国土利用計画法による届出・土地に関する調書について」 それでは、松元、事務局お願いします。

松元支局	<p>この件につきまして、事務局からご報告申し上げます。</p> <p>この調書は、都市計画区域内の5,000㎡以上の土地の売買であるため、申請人から本市の土地利用調整課へ、国土利用計画法の規定による届出書が、2月14日に提出されました。</p> <p>申請地の一部に農地が含まれていたことから、農業委員会事務局に意見を求められ、回答したものです。</p> <p>表内の左側1の「申請等に係る事項等」の欄ですが、譲受人、譲渡人、農地の所在につきましては、記載のとおりであり、地目別面積は、畑で、5,037㎡です。</p> <p>次に「2 農地の区分等」ですが、申請地は、第2種農地のその他の農地に該当します。</p> <p>次に「3 他の土地利用計画との関係」の欄の「農業振興地域・整備計画との関係」ですが、農業振興・地域内で、農用地・区域外です。</p> <p>「その他の土地利用計画との関係」ですが、届出地は、農地が含まれているので、農地法に基づく許可が必要である」との回答をしたところです。</p> <p>以上のとおり、土地利用調整課へ3月28日に回答したところでございます。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
<p>3 . 農地法第3条の3届出専決に関する報告について 45ページ～46ページ 7件</p>	
議長	<p>報告事項3「農地法第3条の3届出専決に関する報告について」 報告事項4「農地法第4条・5条届出専決に関する報告について」 報告事項5「農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について」 それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事務局	<p>45ページをお開きください。</p> <p>報告事項3 農地法第3条の3届出専決に関する報告の集計表です。</p> <p>この専決処理は、農地等について相続などで権利の取得があった場合は、市町村の農業委員会に届出を要するもので、今回の届出は7件です。</p> <p>登記地目別では、田2筆、1,636.00㎡、畑30筆、12,905.80㎡となっております。取得した事由別数は、相続が7件。権利の種別は、所有権が7件。農業委員会によるあっせん等は、有が1件、無が6件となっております。</p> <p>46ページは、農地法第3条の3関係の内容です。</p> <p>お目通しをお願いいたします。</p>

4 . 農地法第4条・5条届出専決に関する報告について 47ページ～53ページ 18件	
事 務 局	<p>47ページをお開きください。</p> <p>報告事項4 農地法第4条・第5条届出専決に関する報告の集計表です。 これらは、市街化区域内農地の転用届出に関するもので、事務局長の専決で処理しましたものです。</p> <p>転用目的別では、第4条関係では、多い順に駐車場が2件、一般住宅が1件、合計3件となっております。</p> <p>第5条関係では、多い順に一般住宅が10件、共同住宅が3件、店舗等、その他が各1件、合計15件となっております。</p> <p>48ページは、4条関係3件、49ページから53ページは、5条関係15件の内容です。お目通しをお願いいたします。</p>
5 . 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告について 54ページ～55ページ 3件	
事 務 局	<p>54ページから55ページをお開きください。</p> <p>報告事項5 農地法第18条第6項の規定による通知に関する報告についてです。</p> <p>吉田、喜入地区に合意解約の通知が出ております。 お目通しをお願いいたします。</p>
6 . 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について 別冊資料4	
議 長	<p>次に、報告事項6「鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について」 それでは、事務局の報告をお願いします。</p>
事 務 局	<p>報告事項6 鹿児島県の農地「貸したい」「借りたい」総点検の実施状況について報告いたします。</p> <p>別冊資料4「をご覧ください。</p> <p>表の一番下の合計欄をご覧ください。</p> <p>まず 二段書きの上の段の3月分についてですが、当月は感染症予防対策のため、活動を一時休止していました。よって訪問戸数から中間管理事業、活用面積まで実績がありませんでした。</p> <p>合計につきましては、先月同じ数値となっておりますのでお目通し下さい。 以上で報告を終わります。</p>

議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>(議事終了：午前11時05分)</p> <p>続きまして、事務局から何か連絡事項等はありませんか。</p>
事 務 局	<p>・令和4年度第2回総会開催日時は、 5月9日(月)午前10時30分開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p> <p>・令和4年度第3回総会(月例)開催日時は、 5月30日(月)午前10時開会 みなと大通り別館6階 ソーホーかごしま会議室</p> <p>(委員親睦会費の会計報告についての説明)</p>
議 長	<p>本日の総会はこれで終了となりますが、各委員の皆様に置かれましては、農業委員の任期満了による最後の総会となりますので、代表して一言申し上げます。</p> <p>(会長挨拶)</p> <p>以上で、本日の総会を終了いたします。</p> <p>閉 会(午前11時25分)</p>